

建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

平成25年5月1日
最終改正令和5年3月1日

湯 沢 町

第1 趣 旨

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」(令和4年1月7日改正)に即して、法第12条第2項に掲げる建築物の木材利用の促進に関する基本的事項を定めるものである。

第2 目 的

当町は、豊富な森林資源に恵まれているものの、手入れ不足や放置されている森林が増加していることから、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。また、町民の木造住宅への指向は高く、地域産材の潜在的な利用要望は高まっているものの、搬出コスト等の問題で現状では地域産材の供給が多くはなされていない。

そのため、地域産材の使用を促進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や、再生可能な木材を積極的に活用することにより脱炭素社会への実現への貢献や、循環型社会の構築など、安全で快適な生活環境の確保を図ることを目的とするとともに、地域の林業・木材産業の健全な発展を図り、適正な森林整備を促進することが重要な課題となっている。

第3 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 1 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(付帯施設・設備を含む。)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 2 「公共建築物」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係(広義の公共的な施設)をいう。
- 3 「地域産材」とは、湯沢町内において産出された木材のことをいう。
- 4 「木造化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- 5 「内装の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 6 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。
- 7 「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。

- 8 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。

第4 公共建築物等の木材利用の促進のための方針

町が行う公共建築物等の整備に当たっては、品質性能の明確な地域産材による建築資材等の安定供給を図るとともに、町民への普及効果が高い公共建築物等や、民間建築物等に木材の積極的な使用を推進することにより、地域産材の需要拡大を図る。また、次に掲げる目標に沿って地域産材等の利用が図られるよう取組を推進する。

第5 公共建築物等における木材利用の目標及び使用基準

町が行う公共建築物等の整備に当たっては、次に掲げる目標に沿って一定の規格基準に適合した地域産材の利用促進を図る。

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物(高さ 16 m以下かつ階数3以下で、延べ面積3,000 m²以下の公共建築物)において、積極的に木造・木質化を推進する。また、非木造施設においても、内装の木質化を推進する。(別表1 基準参照)

(2) 公共土木工事における木材の利用の推進

公共工事の施工に当たっては、木の持つ特性に留意し、積極的に地域産材又は県産材を利用する。(別表2 活用例参照)

(3) 備品及び消耗品における木製品の導入

公共建築物における備品及び消耗品の導入に当たっては、地域産材又は県産材を使用した製品を活用する。(別表3 活用例参照)

(4) 木質バイオマス利用の推進

地域産材又は県産材を利用した、木質バイオマスの活用を推進する。(別表4 活用例参照)

第6 その他木材利用の促進に関する必要事項

1 木材利用推進体制

各部局が行う公共建築物等の整備に当たっては、本方針を踏まえ、地域産材の利用を全庁的に連携しながら進める。また、その取り組み状況や実績を公表する。

2 木材利用の普及啓発

公共建物等の木造・木質化について、広く町民にPRするとともに、森林・林業関係団体と協力し、地域産材の利用の意義の普及啓発を進める。

3 木材供給・利用者との連携

森林組合、製材所などの素材生産者と連携し、地域産材の安定供給体制の整備の促進を行う。また、設計士、工務店等に働きかけ、民間建築物等においても地域産材の利用拡大を促す。

4 地域産材利用促進のための支援

木質バイオマスとしての活用促進のため、主伐・再造林又は間伐材搬出のための経費の支援を検討する。

附則

この方針は、平成25年5月1日から運用する。